

傍 聴 要 領

三重県職業能力開発審議会

1 傍聴する場合の手続き

会議の傍聴を希望する者は、会議の開始予定時刻までに会場で受付をし、係員の指示にしたがって会場に入室する。

なお、傍聴申込の受付は会議開始時刻の 30 分前から開始時刻までとし、先着順で定員になり次第、受付を終了する。

2 定員

傍聴人の定員は、5 人とする。

3 遵守事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたって、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンもしくはヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗もしくは垂れ幕等の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲酒または喫煙をしないこと。
- (5) フラッシュ撮影等、周囲に影響を及ぼすような記録方法を取らないこと。
- (6) その他会議の公正・円滑な運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴にあたっては、係員の指示に従うものとする。
- (2) 傍聴人が 3 の規定に反する行為をしたときは、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは退場させることができる。